

西会津町ＬＥＤ照明買替促進支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号）に基づき、家庭等におけるエネルギー費用負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量の削減を目的に、ＬＥＤ照明への買替えを支援するため、西会津町補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第9号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）住宅で家庭用として使用しているＬＥＤ照明以外の蛍光灯等（以下「蛍光灯等」という。）をＬＥＤ照明に買替える西会津町に住民登録がある世帯主等
- （2）集会所で使用している蛍光灯等をＬＥＤ照明に買替える自治区長

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、蛍光灯等をＬＥＤ照明に取替えるためのＬＥＤランプ購入費及びＬＥＤ照明器具購入費とする。ただし、取付け等の工事費は除く。

（補助金額）

第4条 補助金額は、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める金額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、西会津町ＬＥＤ照明買替促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（申請期間）

第6条 補助金の交付を申請することができる期間は、別に定める日までとする。

（交付決定）

第7条 町長は、第5条の規定による交付申請があったときは、当該申請内容を速やかに審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定する。

（実績報告及び交付請求）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した時は、西会津町ＬＥＤ照明買替促進支援事業実績報告書兼補助金交付請求書（様式第2号）に関係書類を添付し、町長に報告及び請求するものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 町長は、第7条の規定により交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し又はすでに交付した補助金を返還させることができる。

- （1）虚偽の申請等により補助金の交付を受け又は受けようとしたとき。

- (2) 第2条の要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) その他補助金の交付に関し町長が不適当と認める事由が生じたとき。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年3月1日以降の補助対象経費に対して適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助金額
住宅用	1 住宅あたり 20,000 円を上限額とし、L E D 照明購入費が 20,000 円未満の場合は当該購入費を補助金額とする。ただし、L E D 照明器具を購入する場合は、L E D ランプを含むものとする。(百円未満切り捨て)
集会所用	1 集会所あたり 30,000 円を上限額とし、L E D 照明購入費が 30,000 円未満の場合は当該購入費を補助金額とする。(百円未満切り捨て)